

納税証明書の提出について

小規模修繕契約希望者登録を申請される方は、納税証明書（滞納のないことの証明）の提出が必要となりますが、交付の請求に当たっては、次の点に御留意くださるようお願いいたします。

- 1 提出する納税証明書は、申請時の3か月以内に発行されたものがが必要です。
- 2 納税証明書は、納期が到来した市税が完納されている場合に限って、交付されます。
なお、延滞金が未納である場合は、速やかに納付してください。
- 3 納税証明書の交付請求日から直近一週間程の間に納付された場合は、納付済みの確認ができないことがありますので、必ず納めた領収書（コピーでも可）を証明書交付窓口へ御持参ください。
- 4 納税証明書の交付請求窓口は、次のとおりです。
 - ① 税務部税制課諸税係（総合庁舎3階税2番窓口）
 - ② 各支所

※納税証明交付請求書の使用目的欄は、「小規模修繕契約希望者登録申請のため」と記載して、請求してください。

5 問い合わせ先

- | | | |
|----------|---|------------------------|
| 延滞金について | ～ | 税務部納税推進課（直通電話 25-5980） |
| 証明交付について | ～ | 税務部税制課（直通電話 25-5604） |
| 小規模修繕全般 | ～ | 総務部契約課（直通電話 25-9701） |